

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条において準用する第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
備 考：